

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：32612

研究種目：新学術領域研究（研究領域提案型）

研究期間：2011～2015

課題番号：23101008

研究課題名（和文）裁判員の判断過程に影響する認知的、および社会的影響に関する研究

研究課題名（英文）Cognitive and social influences on lay judges' decision processes

研究代表者

伊東 裕司（Itoh, Yuji）

慶應義塾大学・文学部・教授

研究者番号：70151545

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 19,100,000円

研究成果の概要（和文）：裁判員の判断過程に影響し、望ましくないバイアスを生む要因について、模擬裁判員実験を行って検討した。被害者遺族の意見陳述や遺体写真などがネガティブな感情を喚起し、有罪判断を増加させること、一方、合理的な思考を行う傾向が強いものは、ネガティブ感情を喚起されることが少なく、有罪無罪の判断が影響を受けにくいことが示された。丁寧な説示を与え、合理的な判断を促し、熟考の時間を十分にとることによって、上記の影響を除去できる可能性も示された。しかし合理的な判断を促すことにより、逆に不合理な判断を誘発する可能性や、過剰に感情を制御してしまう可能性もあり、さらなる実験心理学的検討の必要性が示された。

研究成果の概要（英文）：We examined the influences of inflammatory information in courts on lay judges' verdict decisions with a series of mock lay judge experiments. Inflammatory information such as victim's family's statements of opinion or photographs of dead bodies made the mock lay judges' negative emotions stronger and increased guilty verdicts. However, for mock lay judges with high need for cognition, inflammatory information did not elicit negative emotions nor increase guilty verdicts. Careful legal instructions, pressure for rational decision, and enough thinking time seemed to remove the influences of inflammatory information in courts. However, our data suggested the possibilities that pressure for rational thinking caused irrational judgments or excessive suppression of negative emotions. More psychological experiments are required for the reexamination on Japanese lay judge system and its proper applications.

研究分野：認知心理学・司法心理学

キーワード：裁判員制度 事実認定 感情 被害者の意見陳述 説示

1. 研究開始当初の背景

本研究プロジェクトが始まったのは、5年間の準備期間を経て、裁判員制度の運用が開始されてから2年弱が経過した時点であった。それまでに裁判所などでは多くの模擬裁判を実施するなど、適切な裁判員裁判を行うための準備を行っており、心理学者も実験研究を通して裁判員の判断について研究する必要性に着目し始め、先駆的な模擬裁判員実験の成果も得られていた。また、アメリカをはじめとする陪審制を持つ国においては、陪審員の判断に関する実験的研究の蓄積があった。

しかし、日本の裁判員制度は独自性が高く、諸外国の陪審制や参審制と異なる点が多い。特に、裁判員が任期制ではなく単一の裁判のために選任され、裁判官とともに司法的判断を行う点、裁判員が量刑の決定にも関与し、かつ事実認定と量刑判断の手続きが分離されておらず、公判において量刑判断のための証拠調べを行ったのちに事実認定の判断が求められる点は諸外国の制度との大きな相違点である。そのため、裁判員の判断に影響を及ぼす可能性のある要因については、日本の裁判員制度の特徴を踏まえつつ、洗い出しをする必要があった。

本研究では特に、公判において提示される、人の感情を掻き立てる可能性の高い情報（例えば被害者の意見陳述など）が裁判員の有罪無罪判断に与える影響について注目したが、有罪無罪判断と量刑判断の手続きが分離されている欧米などの制度においては原則的に考えにくい事態であり、先行研究は乏しかった。

2. 研究の目的

本研究では、日本の裁判員制度の特徴を十分に考慮しつつ、裁判員の判断に影響を及ぼすことが考えられる諸要因を洗い出し、そのいくつかについて模擬裁判員実験による実証的な検討を加え、望ましい裁判員制度、およびその運用について提言をまとめ、法実務の現場に向けて発信することを目的とした。特に、裁判員の判断に影響すると考えられる要因の中で、公判で提示された裁判員の感情を掻き立てるような情報が裁判員の有罪無罪判断に及ぼす影響について検討することを研究の中心的な目的とした。具体的には、遺体写真や被害者遺族の意見陳述などが裁判員のネガティブな感情を引き起こし、有罪無罪の判断に影響を与えることはあるのか、あるとすればこの影響を適切に取り除く、あるいは最小にするにはどのような方法があるのかを明らかにすることを目的として模擬裁判員実験を行い、検討を加えた。これらの検討から、裁判員制度の運用方法などについて提言をまとめると同時に、このような影響のメカニズムについて考察し、一般的な人間理解に役立てることも目指した。

3. 研究の方法

本研究では、感情を掻き立てる情報が裁判員の有罪無罪判断に及ぼす影響についての模擬裁判員実験研究を複数行っているが、ここではそれらのいくつかを取り上げ、報告する。これらの模擬裁判員実験に共通する実験パラダイムは以下の通りである。(1)感情の測定 質問紙により、実験参加者(=模擬裁判員)のその時点で一般的な感情、被告人や被害者に対する感情を測定する(JUNAS使用)。これは(2)の裁判概要の提示の前後などに、1~数回行う。(2)裁判概要の提示 パワーポイントスライド、ビデオなどにより裁判の概要を示す。事案は複数を用いているが、いずれも殺人事件のもので、被告人は犯行を否認しており、犯人性が争われている。目撃証拠、物証がいくつか示されるが、すべて間接証拠であり、全体として被告人が犯人であるとする決め手に欠ける。条件により、遺体写真が提示される場合、被害者遺族による、被害の大きさを訴え、被告人に厳罰(死刑)を望むとする意見陳述が挿入される場合がある。(3)裁判員としての判断 裁判概要を提示したのちに、実験参加者に裁判員としての有罪無罪などについての判断を求める。このほかに、研究により、刑事裁判の原則や裁判員としての判断の仕方について説明する一般的説示や被害者遺族の意見陳述は有罪無罪判断に使用できないことを述べた説示が与えられる場合がある。また、判断の際にどの情報を重視したかなど、裁判員としての判断の仕方について尋ねることもあった。以下に、各研究について簡単に述べる。

(1) 研究1 被害者遺族による意見陳述の有無、遺体写真の有無が裁判員の有罪無罪判断、およびネガティブ感情に及ぼす影響について検討した。126名の大学生が実験に参加した。意見陳述の有無と遺体写真の有無を要因とする2×2の被験者間の比較を行った。

(2) 研究2 一般的説示、意見陳述を有罪無罪判断に用いないようにという説示が、意見陳述の効果を取り除くことができるかについて、模擬裁判員の合理的思考を行う傾向との関連で検討した。20歳から70歳の150名の成人男女が実験に参加した。説示なし、一般的説示のみ提示、一般的説示+意見陳述についての注意を提示の3群を設けた。合理的思考の傾向を測定するために、認知欲求尺度を用いた。

(3) 研究3 丁寧な説示を与え、時間をかけて考えることを促した上で、改めて被害者遺族の意見陳述の有無が裁判員の有罪無罪判断、およびネガティブ感情に及ぼす影響について検討した。20代から60代の70名の成人男女が実験に参加した。裁判概要提示の際に、要点を記したメモが配布され、概要提示後に証拠、主張のまとめが提示された。また裁判員としての判断を求める前に、考えを

まとめるための時間を5分間設けた。

4. 研究成果

(1) 研究1 被害者遺族の意見陳述、および遺体写真の提示は、模擬裁判員の有罪判断の率を上昇させることが示された。また、意見陳述は模擬裁判員のネガティブ感情を強めていることが明らかになった。法廷における感情的な情報が、模擬裁判員のネガティブ感情を強め、有罪無罪の判断を有罪に方向付ける可能性が示唆された。

(2) 研究2 認知欲求が高く、合理的思考を行う傾向が強いものほど無罪判断をする傾向が見られ、この傾向は一般的説示に加え意見陳述を有罪無罪判断に用いないよう注意を促した場合に顕著であった。また、認知欲求が高いほど被告人に対する怒りは弱いことが示された。媒介分析を行った結果、被告人に対する怒りの感情の強度は、認知欲求の高さと有罪無罪判断との関連を部分的に媒介することが示された。すなわち、合理的に考える傾向は被告人に対する怒りを抑えて無罪判断を増加させると同時に、同傾向は怒りと関係なく無罪判断につながることを示唆された。また、認知欲求が低いものは、被害者遺族の意見陳述を有罪無罪判断の理由とする傾向があること、この傾向は意見陳述を有罪無罪判断に用いないよう注意が与えられた場合にかえって顕著であることが示された。

(3) 研究3 被害者遺族の意見陳述の有無は有罪無罪判断に影響を与えなかった。一方で、裁判概要提示後の一般的なネガティブ感情は、意見陳述に接した方がかえって低いことが示された。模擬裁判員に合理的に考えるよう促した場合、意見陳述は有罪判断を増加させることはないことが示唆された。一般的なネガティブ感情に対する意見陳述の影響の結果は、意見陳述を聞くことがネガティブ感情の過剰な抑制をもたらしている可能性を示唆している。

これらの研究が裁判員制度、およびその運用に対し何を含意するかについて論じる。本プロジェクトにおいて扱った被害者遺族の意見陳述は、誰が犯人であるのかとはまったく無関係な情報であり、有罪無罪の判断とは関わりのないはずのものであるが、研究1では、有罪無罪の判断にも影響を与えることが示された。これに対し、研究2、3は十分な説示が与えられるなどして裁判員が合理的に判断することを目指し、十分に考える機会が与えられ、合理的判断を促すことによって、意見陳述の影響から逃れることが可能であることを示しているように見える。しかし一方で、意見陳述の扱いについての注意が逆に意見陳述を有罪判断の理由とすることを促す可能性、意見陳述に接することが必要以上にネガティブ感情を抑制させる可能性が示されている。したがって、実際の裁判では裁判員は感情的な判断を避けることを意識し、

合理的に判断するよう強く動機づけられていたとしても、一概に意見陳述の望ましくない影響の心配がないとはいえない。感情を掻き立てるような情報の扱い全般について、さらなる研究に基づき慎重な対策を講じる必要がある。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 11件)

- (1) 三浦大志・伊東裕司, 暗示が目撃者の人物同定に与える影響 単独面通しとラインナップ手続きの比較, 心理学研究, 87, 32-39, 2016. DOI: doi.org/10.4992/jjpsy.87.14073. 査読有
- (2) Matsuo, K. and Itoh, Y., Effects of emotional testimony and gruesome photographs on mock jurors' decisions and negative emotions., Psychiatry, Psychology and Law23(1), 85-101, 2016. doi: 10.1080/13218719.2015.1032954. 査読有
- (3) 伊東裕司, 被害者の意見陳述は裁判員の事実認定に影響を与えるか? 法と心理, 15, 10-15, 2015. 査読有
- (4) Hine, K., and Itoh, Y., Carryover Effects in Face Recognition: Processing Mode or Attentional Window? Journal of Cognitive Psychology, 26, 98-109, 2014. doi: 10.1080/20445911.2013.845193. 査読有
- (5) 三浦大志・伊東裕司. 実在および架空のブランド名を用いたリベレーション効果の比較. 認知心理学研究, 10, 49-55, 2012. doi: doi.org/10.5265/jcogpsy.10.49. 査読有
- (6) Hine, K., Nouchi, R., and Itoh, Y., Influence of subjective difficulty on the degree of configural and featural processing in face recognition, Japanese Psychological Research, 53, 246-257, 2011. doi: 10.1111/j.1468-5884.2011.00468.x. 査読有

〔学会発表〕(計 35件)

- (1) 伊東裕司, 人間の判断と合理性, 法と心理学会第16回大会, 獨協大学, 埼玉県草加市, 2015.10.25.
- (2) Hine, K. and Itoh, Y., Not only excitation but also inhibitory processing is carried over into the subsequent task, The European Conference on Visual Perception, Liverpool, U.K., 2015.8.24.
- (3) Itoh, Y., Kato, R., and Miura, H., Verbal overshadowing effect in olfactory recognition memory, Society for Applied Research in Memory and Cognition, Victoria, B.C., Canada, 2015.6.26.
- (4) 伊東裕司, 審理からの時間経過が模擬

- 裁判員の感情と判断に及ぼす影響，法と心理学会第15回大会，関西学院大学、兵庫県西宮市，2014.10.26.
- (5) 松尾加代・伊東裕司・三浦大志，情報処理方略が模擬裁判員の判断および記憶に及ぼす影響：統制的処理は記憶を促進するか，法と心理学会第15回大会，関西学院大学、兵庫県西宮市，2014.10.25.
- (6) 伊東裕司，被害者の意見陳述は裁判員の事実認定に影響を与えるか？，法と心理学会第15回大会，関西学院大学、兵庫県西宮市，2014.10.25.
- (7) Hine, K. and Itoh, Y., The Carry-Over Effect on Recognition Task, European Conference on Visual Perception, Belgrade, Serbia, 2014.8.25.
- (8) Matsuo, K., and Itoh, Y., Effects of Systematic Information Processing on Mock Jurors' Verdict Decisions, The 9th International Conference on Cognitive science, Kuching, Malaysia, 2013.8.28.
- (9) Matsuo, K., and Itoh, Y., Effects of victim impact statements and sympathetic photographs on mock jurors' decisions, The 10th Biannual Meeting of Society for Applied Research in Memory and Cognition, Rotterdam, Netherlands, 2013.6.29.
- (10) 松尾加代・伊東裕司，模擬裁判員の認知欲求レベルによる事実認定判断と感情喚起の違い，第2回日本情動学会大会，慶應義塾大学、東京都港区，2012.12.22.
- (11) 松尾加代・伊東裕司，正確さに対する動機づけと認知欲求レベルが裁判員の判断に及ぼす影響，法と心理学会第13回大会，武蔵野美術大学，東京都小平市，2012.10.21.
- (12) 三浦大志・伊東裕司，比較判断と絶対判断の分化による誤同定の減少：犯人の目撃を想定して，日本心理学会第76回大会，専修大学、神奈川県川崎市，2012.9.11.
- (13) 伊東裕司・三浦大志・中村咲貴・吉田彩，恐怖感情の除去が想起に及ぼす影響，日本認知心理学会第10回大会，岡山大学、岡山県岡山市，2012.6.3.
- (14) 松尾加代・伊東裕司，事実認定の原則説明方法と認知欲求レベルが裁判員の判断に及ぼす影響，法と心理学会第12回大会，南山大学，愛知県名古屋市，2011.10.1.
- (15) Itoh, Y., Individual differences in guiltiness decision and sentencing., 16th World Congress of the International Society for Criminology, Kobe, Hyogo, 2011.8.8.
- (16) Itoh, Y., Nakamura, S., and Miura, H., Release from retrieval interference by emotional stress., The 5th International Conference on Memory, York, U.K, 2011.8.4.
- (17) Matsuo, K., and Itoh, Y., How do instructions and Need for Cognition

influence mock lay judges' decision?, The 12th European Congress of Psychology, Istanbul, Turkey, 2011.7.7.

- (18) Matsuo, K. and Itoh, Y., Comparing college student and adult mock jurors in decision and emotion., The 9th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory and Cognition, New York, USA, 2011.6.28.
- (19) Watamura, E., Wakebe, T., Itoh, Y., and Itsukushima, Y., The automatic activation of retributive motive indetermination of punishment., The 9th Biennial Meeting of the Society for Applied Research in Memory and Cognition, New York, USA, 2011.6.27.
- (20) 三浦大志・伊東裕司，事前の思い込みがラインナップ手続きと単独面通し手続きに及ぼす影響の比較，日本認知心理学会第9回大会，学習院大学、東京都豊島区，2011.5.28.

〔図書〕(計 3件)

- (1) Itoh, Y., Nakamura, S., and Miura, H. Does reducing fear with a verbal explanation improve memory of a fearful event? CARLS Series of Advanced Study of Logic and Sensibility, 4, 441, 197-205, 2011.
- (2) Itoh, Y. Two modes of processing in visual memory, category learning, and judicial judgment, Logic and Sensibility, 274, 121-134, 2011.

〔産業財産権〕

出願状況(計 0件)

取得状況(計 0件)

〔その他〕

イベント等

- (1) 第3回 東京法と心理研究会，日本大学，2015.12.12. 30名.
- (2) 第2回 東京法と心理研究会，成城大学，2014.12.14. 30名.
- (3) 模擬裁判評議検討会，ベルサール三田，2014.3.2. 36名.
- (4) 模擬裁判，慶應義塾大学，2014.3.2. 160名.
- (5) 第1回 東京法と心理研究会，日本教育会館，2013.11.9. 30名.

講演

- (1) 伊東 裕司，裁判員のネガティブ感情と事実認定判断(2)，日弁連刑事弁護センター 第1回供述分析研究会，2012.8.28.
- (2) 松尾 加代，裁判員のネガティブ感情と事実認定判断(1)，日弁連刑事弁護センター 第1回供述分析研究会，2012.8.28.

ホームページ等

(1) 成果発信用ウェブページ

http://flet.keio.ac.jp/~yitoh/kaken_saiiban-in/

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊東 裕司 (ITO, Yuji)
慶應義塾大学・文学部・教授
研究者番号：70151545

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

淵野 貴生 (FUCHINO, Takao)
立命館大学・法務研究科・教授
研究者番号：20271851

村山 綾 (MURAYAMA, Aya)
近畿大学・国際学部・特任講師
研究者番号：10609936

(4) 研究協力者

松尾 加代 (MATSUO, Kayo)
慶應義塾大学・先導研究センター・研究員

日根 恭子 (HINE, Kyoko)
理科学研究所・研究員

三浦 大志 (MIURA, Hiroshi)
慶應義塾大学・先導研究センター・研究員